

令和7年第6回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年6月24日(火) 午前8時50分～9時15分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人) 8番 木 村 功
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (1人) 6番 石 澤 孝 知
- 7 付議案件

報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第23号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第25号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
議案第26号	農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、4番佐藤陽介委員、5番今隆俊委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第11号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和7年5月受理分は、相続が9件、総面積40,789㎡、田が28筆36,869㎡、平畑が2筆1,243㎡、樹園地が1筆2,677㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第12号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号17番は、馬場尻の田、外1筆合計3,715㎡を賃貸人の都合により、令和7年5月2日に合意解約したものです。

		受付番号18番は、馬場尻西の田、3, 022㎡を賃借人の都合により、令和7年5月19日に合意解約したものです。 受付番号19番は、大字黒石字浄光寺の田、5, 034㎡のうち2, 234㎡を賃借人の都合により、令和7年5月19日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号20番は、大字竹鼻字北野田の田、外2筆合計11, 459㎡を賃貸人の都合により、令和7年5月22日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第23号につきましては、6番石澤孝知委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (石澤孝知委員退席) それでは、議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第23号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が4件、所有権移転が11件です。 7ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号39番は、大字花巻字長坂南の田、外1筆合計2, 733㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号40番は、大字東野添字長坂道北の樹園地、外1筆合計4, 868㎡を経営規模拡大のため、5年間使用貸借するものです。 受付番号41番は、大字境松字村井の田、3, 867㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。 受付番号42番は、大字上十川字山元の樹園地、外1筆合計2, 651㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 8ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号28番は、田中の田、157㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号29番は、大字上十川字長谷沢一番田の樹園地、2, 375㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。申請内容については、聞き取り調査した委員より、内容の報告があります。 受付番号30番は、大字石名坂字木通沢の樹園地、外1筆5, 023㎡を

	耕親から子への贈与により取得するものです。同一住所で二世帯に分離された親子による申請のため、受け手の経営面積が0 a となっています。 受付番号31番は、大字牡丹平字観音沢の畑、355㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 9ページに移ります。 受付番号32番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、外5筆合計7,005㎡を親から子への生前一括贈与により取得するものです。 受付番号33番は、大字高館字甲花岡の田、外16筆合計23,817㎡を親から子への生前一括贈与により取得するものです。 受付番号34番は、大字竹鼻字宮元の畑、263㎡を贈与により取得するものです。 11ページに移ります。 受付番号35番は、相野の田、外7筆合計14,508㎡を祖母から孫への生前一括贈与により取得するものです。 受付番号36番は、大字竹鼻字北野田の田、外2筆合計11,459㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 12ページに移ります。 受付番号37番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、外2筆合計4,819㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号38番は、馬場尻東の田、外1筆合計3,715㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査あたった、2番森山栄治委員に報告をお願いします。
森山栄治委員	今回申請があった農地について、去る6月10日、種市美夏委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号39番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号40番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号41番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号42番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号28番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号29番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 申請人は、現在、農協に勤務しているとのことです。組合員のりんご作業

		を手伝っているうちに、りんご栽培農家の経営に興味を持ち、農林課及び事務局へ相談し、申請に至ったとのこと。 農業機械等は、乗用草刈機や軽トラックを所有しており、薬剤散布は、農協へ委託するとのこと。 権利取得後は、組合員のりんご作業の手伝いをしていた経験を活かし、りんごの栽培をするとのこと。 正組合員の手続きを経て、収穫したりんごは農協へ出荷するとのこと。 将来は、経営規模を拡大していきたいとのこと、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号30番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号31番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号32番、33番は、現況は田、畑及び樹園地で、権利取得後は水稻、やさい及びりんごの栽培が行われます。 受付番号34番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号35番、36番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号37番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号38番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 今回申請があった15件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。 (石澤孝知委員指定席に着く) それでは、議案第24号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第24号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙14ページで説明いたします。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字牡丹平字牡丹平南、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は238㎡、一般住宅建築用地とするため、親から子への使用貸借により取得

	するものです。 申請地は、第一種農地に該当しますが、周辺に３戸以上の住宅がある地域に位置していることから、集落接続の要件に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った、２番森山栄治委員に報告をお願いします。
森山栄治委員	今回、農地法第５条申請があった土地について、去る６月１０日、種市美夏委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号３番は、一般住宅建築用地として、親から子への使用貸借により取得するための申請です。 場所は、黒石中学校から南東へ約９７５ｍの場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲渡人が所有する宅地に隣接しており、現在の住居地からも近いことから選定したとのことです。 既存の住宅は、申請地に新たに住宅を建てた後は取り壊さず、りんご農家である譲渡人が農業用倉庫として利用するとのことです。 申請地周辺は、北側が畑、西・東・南側は宅地となっており、生活雑排水既設下水道へ放流し、雨水等は敷地内に自然浸透とするとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第２４号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第２５号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第２５号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙１６ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が６件です。 (１) 賃借権設定です。 受付番号１８番から２３番は、農地中間管理事業による新規設定となります。

		受付番号18番は、大字境松字村井の田、外3筆合計6,710㎡を10年間10a当たり10,000円での設定です。 受付番号19番は、大字境松字石切の田、4,634㎡を10年間10a当たり12,000円での設定です。 受付番号20番は、大字上十川字大野三番の田、外3筆合計8,804㎡を10年間10a当たり12,000円での設定です。 17ページへ移ります。 受付番号21番は、大字三島字宮元の田、外1筆合計2,476㎡を10年間10a当たり15,000円での設定です。 受付番号22番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、2,757㎡を5年間10a当たり10,000円での設定です。 受付番号23番は、角田の田、外3筆合計5,742㎡を10年間10a当たり11,000円での設定です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第26号「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
村 上 補 佐		議案第26号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 19ページをご覧ください。 Iの令和6年4月1日現在の農業委員会の体制のほか、内容の説明は割愛させていただきます。 20ページをご覧ください。 II最適化活動の実施状況です。 ①の現状及び課題と②の目標については、以前、最適化の目標で説明しておりますので、実績のみで、ご説明いたします。 1最適化成果目標、(1)農地の集積です。 実績は、今年度の新規集積面積、66ha減、農地面積、3,340ha、集積面積、1,999ha、集積率、60%、目標に対する達成状況、103%でした。農業委員会の点検結果は、「出し手の農地情報を市のホームページや広報誌に掲載し随時更新を図ったが、担い手の規模縮小等により、今年度の新規集積面積は減だが、目標を達成することができた。」としました。

		(2) 遊休農地の発生防止、解消です。 21ページをご覧ください。 ③実績、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消です。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、9.2ha、目標に対する達成状況は、18.4%、b 黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、「市内全域の農地について、前年度の調査を基に、地区別に調査を行った。工程表の策定については、引き続き農業関係機関と協議を進める。」としました。イ新規発生遊休農地の解消は、9.2haでした。 (3) 新規参入の促進です。 22ページをご覧ください。 ③実績、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積、9.6ha、公表URLは、市のホームページアドレスになります。目標に対する達成状況、73.8%、新規参入者の参入状況は、参入経営体24経営体、取得面積、22.7haでした。農業委員会の点検結果は、「出し手の農地情報をホームページに掲載しており、窓口において新規参入を希望する方に農地の詳細な情報や農地法等に関する情報を提供したことで、数人が農地の貸借契約を結ぶなど、新規参入に係る支援を実施することができた。」としました。 2最適化活動の活動目標です。(1) 推進委員等が最適化活動を行う1人当たりの活動日数は、月10日です。 (2) 活動強化月間の設定です。実績、活動強化月間の設定回数は、4回で、結果はご覧のとおりです。 23ページをご覧ください。 (3) 新規参入相談会への参加です。 実績ですが、新規参入相談会への参加回数は0回でした。 目標の達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの成果が得られた。」としました。 推進委員等の点検、評価結果は、記載のとおりとなります。 説明は、以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月24日

議長 水互康行

議事録署名者 佐藤陽介

議事録署名者 今 隆俊